

第四中学校・第八中学校統合新校校舎等整備
基本構想・基本計画

平成31年（2019年）4月
中野区教育委員会事務局子ども教育施設課

(目次)

1	中野区立小中学校再編計画（第2次）	
（1）	第四中学校と第八中学校の統合の考え方	1
（2）	統合新校の通学区域等	2
2	計画地周辺に関する状況	
（1）	敷地の現状	4
（2）	建築条件等	5
3	統合新校校舎等整備の基本的な考え方	
（1）	計画コンセプト	6
（2）	新校舎等の整備にあたっての基本方針	7
（3）	統合新校校舎等の整備にあたっての具体的事項	7
4	全体施設計画	
（1）	施設規模の整理	9
（2）	諸室の機能図	11
（3）	各種計画	12
（4）	基本配置	14
（5）	外構計画	17
5	今後の留意事項	18

1 中野区立小中学校再編計画（第2次）

（1）第四中学校と第八中学校の統合の考え方

① 統合のスケジュール

平成25年11月に決定した「中野区立小中学校再編計画（第2次）」により、2021年3月末に第四中学校、第八中学校を閉校し、同年4月に統合新校を開校する。

統合新校の新校舎は、現在の美鳩小学校の校地（中野区若宮3-53-16）に建築するため、現在の美鳩小学校の校舎を取壊し、建て替えることとなる。そのため、校舎新築工事期間中は、現在の第四中学校の校舎を使用する。

第四中学校と第八中学校の統合及び新校舎建築に係るスケジュールは、以下のとおりである。

○ 第四中学校・第八中学校統合スケジュール（予定）

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
統合の準備			統合 (第四中の位置)		
	第四中校舎 改修工事				新校舎 供用開始
基本構想・ 基本計画	基本設計・実施設計		新校舎建築工事 (現美鳩小の位置)		

② 学校統合委員会の設置

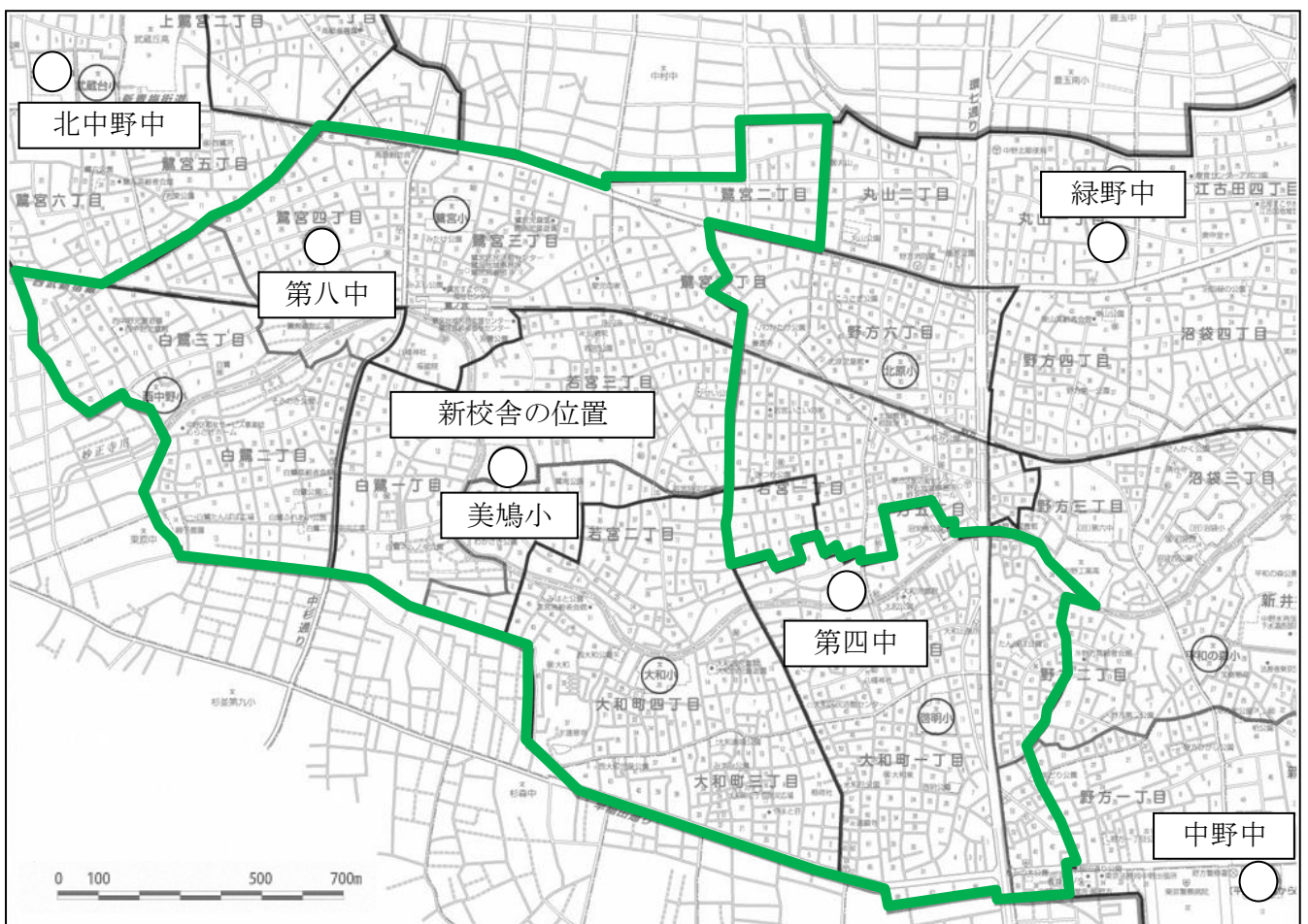
学校統合委員会は、教育委員会から委嘱された委員によって構成され、第四中学校と第八中学校の統合により設置する新校の名称や校章、校歌、校旗、学校指定品、校舎等の施設などについて協議し、その結果を教育委員会に報告することを役割とする。

(2) 統合新校の通学区域等

① 予定される通学区域

統合新校の通学区域は、野方一丁目36～42番、49～58番・野方二丁目34～69番・野方五丁目6～9番・大和町一～四丁目・若宮一丁目1～4番、7、8、11番・若宮二～三丁目・鷺宮一丁目6番、14～21番、24～31番・鷺宮二丁目～四丁目・白鷺一丁目4番、6～31番・白鷺二丁目～三丁目となる。

○ 第四中学校・第八中学校統合校の通学区域



② 想定される学級数の推計と普通教室数

統合時、2021年度の学級数は16学級の推計だが、2024年度には18学級になると推計している。区では子育て支援を推進しており、今後生徒の増加も想定されることから、新校舎においては、各学年が2学級ずつ増加しても対応できるように普通教室は24教室用意する。

【統合新校の生徒数及び学級数の推計表】

学 校 名	年 度	2021		2022		2023		2024	
	学 年	生 徒 数	学 級 数	生 徒 数	学 級 数	生 徒 数	学 級 数	生 徒 数	学 級 数
第四中・第八中 統合新校	1	192	6	199	6	198	6	225	7
	2	190	5	194	5	200	5	200	5
	3	179	5	191	5	196	5	202	6
	計	561	16	584	16	594	16	627	18

(参考) 統合前の両校の生徒数及び学級数の推計表 (通学区域変更反映)

学 校 名	年 度	2018		2019		2020	
	学 年	生 徒 数	学 級 数	生 徒 数	学 級 数	生 徒 数	学 級 数
第四中	1	89	3	78	3	93	3
	2	91	3	82	3	79	2
	3	78	2	79	2	83	3
	計	258	8	239	8	255	8
第八中	1	60	2	97	3	94	3
	2	68	2	87	3	98	3
	3	59	2	97	3	88	3
	計	187	6	281	9	280	9

2 計画地周辺に関する状況

(1) 敷地の現状



① 東側道路



② 南門



③ 南側道路



④ 西側河川管理用通路



⑤ 北側道路

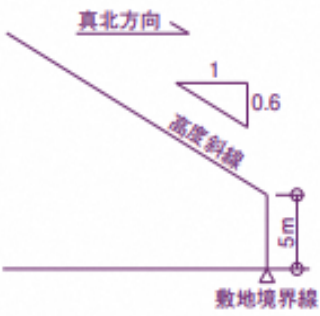


⑥ 東門



(2) 建築条件等

敷地の概要

項目	内容
所在地	東京都中野区若宮三丁目 53 番 16 号 (住居表示) (現美鳩小学校敷地)
前面道路	【北】 区道 42-1190 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路 道路幅員 : 6.0~11.12m
	【南】 区道 42-60 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路 道路幅員 : 4.0~9.12m
	【東】 北 区道 42-830 建築基準法第 42 条第 2 項道路 道路幅員 : 4.0m (一部、建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路 道路幅員 : 4.0~4.76m) 南 区道 42-60 建築基準法第 42 条第 2 項道路 道路幅員 : 4.0m
	【西】 河川 (幅員 : 18.0m 河川管理用通路含む)
用途地域	第一種低層住居専用地域
敷地面積	約 13,326 m ²
防火指定	準防火地域
容積率	150% (指定)
建ぺい率	70% (指定 60%+角地 10%)
高度地区	第一種高度地区 
最高限度高さ	10m
道路斜線	適用距離 : 20m 勾配 : 1.25
隣地斜線	規定なし
北側斜線	立上り : 5m + 勾配 : 1.25
日影規制	範囲 5m : 4.0 h 範囲 10m : 2.5 h 測定水平面 : 1.5m

3 統合新校校舎等整備の基本的な考え方

(1) 計画コンセプト

中野区では、主に以下の構想・計画等を踏まえ、統合新校の校舎等を整備していく。

○中野区基本構想	○新しい中野をつくる10か年計画（第3次）
・自ら学び可能性を拓く 子どもが育つまち	・質の高い教育環境の整備 （学校再編による生徒数や学級数の一定数確保と子ども同士の交流など、集団活動の良さを活かした活気あふれる学校運営） ・体力向上させる取組の推進 （生徒の自発的な運動を誘発するための環境整備など、学校生活を通じた体力づくりの推進） ・特別支援教育の推進 （特別支援教育の充実、全小中学校に特別支援教室の設置）

○ 中野区教育ビジョン（第3次）

- ・ 教育理念「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」

○ 中野区立小中学校再編計画（第2次）

- ・ 第四中学校・第八中学校の統合

○ 中野区立小中学校施設改築等整備の考え方（平成19年8月）

- ・ 学習空間としての学校
- ・ 生活空間としての学校
- ・ 健康・体力を増進する学校
- ・ 地域コミュニティ施設としての学校

(2) 新校舎等の整備にあたっての基本方針

「中野区立小中学校施設整備計画」に基づき、以下の考え方のもと、新校舎等の整備を進めていく。

- ① 多様な学習環境を可能にし、地域活動の拠点となる施設の整備
- ② 効率的効果的な施設配置や施設設備の共同化
- ③ 今後の教育環境や社会状況の変化に対応できる学校施設の整備
- ④ 快適で安全かつ安心な施設環境の確保

(3) 統合新校校舎等の整備にあたっての具体的事項

新校舎等の整備にあたっての基本方針に関する具体的な対応については、以下のとおりとする。

- ① 多様な学習環境を可能にし、地域活動の拠点となる施設の整備
 - ・ 校舎や校庭を一体的に使用していく新たな教育環境として、上履きを使用しない「一足制」での運用による校舎を整備していく。
 - ・ 災害時には屋内運動場等が有効に機能するよう、防災性能の高い施設として整備するとともに、通用門についても防災機能を意識のうえ整備していく。
 - ・ 学級単位での学習のほか、チームティーチングによる学習、少人数指導、グループ学習等、多様な学習形態に対応できる施設をつくる。
- ② 効率的効果的な施設配置や施設設備の共同化
 - ・ 少人数指導教室として授業中使用する部屋を、放課後は生徒会の活動場所としても活用するなど、限られた諸室を工夫して使用できるようにする。
 - ・ 図書室とコンピュータ室を一体的に整備し、「学ぶ」「調べる」「伝える」といった学習が効率的・効果的に行えるようにする。
 - ・ 会議室と多目的室を一体的に整備するなど、諸室の機能は活かしつつも多目的・多機能なスペースとしても活用できる施設をつくる。
 - ・ 特別支援学級の設置にあたっては、第四中学校の「四葉学級」における教育環境を踏まえつつ、設置階層や教室の採光、通常学級との交流、トイレの位置等に配慮のうえ、引き続き障害の状態や状況に応じた適切な指導を行えるようにする。
 - ・ 発達に課題のある生徒に落ち着いた環境で専門的な指導を行えるよう、学習環境に配慮した特別支援教室を配置していく。
- ③ 今後の教育環境や社会状況の変化に対応できる学校施設の整備
 - ・ これからの情報教育の進展にも柔軟に対応できるよう、普通教室、少人数指導教室、特別支援学級等におけるICT教育環境を整備する。
 - ・ 環境教育の充実を図るとともに、ヒートアイランド現象等の環境問題に対応をするため、施設の緑化などのほか、自然エネルギーを活用した省エネ・省資源型の施設づくりを行う。

- ・ 学校に必要な機能等を定めた標準仕様を基本とし、改築の経費や後年度負担（ライフサイクルコスト）の縮減も見据えた、できる限りコンパクトで維持管理のしやすい施設づくりを行う。
- ・ 屋内運動場、校庭を最大限確保のうえ、体力づくりを進められる環境を整備する。

④ 快適で安全かつ安心な施設環境の確保

- ・ 生徒が安心して気持ちよく過ごせる生活の場、異学年交流が行えるスペースをつくる。
- ・ 統合新校の新校舎として、通学区域における生徒推計値のほか、近隣道路の交通量や生徒の登下校時の混雑等を配慮した通学門を整備していく。
- ・ 不審者の侵入防止や、学校周辺からの視線対策など、十分な安全・防犯対策を講じる。
- ・ 校地北側の一部は直接、又、東側、南側は4 m弱の区道を隔て民家と接していることから、防音対策や視線対策を行うなど、周辺環境にも配慮のうえ整備していく。
- ・ 校庭、屋内運動場を中心とした学校開放を踏まえ、生徒の学校生活の安心・安全を十分に確保したうえで子どもから高齢者、障害のある人にも不自由なく利用できるユニバーサルデザインの考え方による施設づくりを行う。

4 全体施設計画

(1) 施設規模の整理

施設の規模は、「中野区立小中学校施設整備計画」による標準仕様を基本としつつ、統合後の生徒数に応じた教室数や給食室等を確保する。

また、現在第四中学校に四葉学級があることから、統合新校においても特別支援学級を設置する。

なお、普通教室は、既存の寸法(縦9 m×横7 m)より大きく整備する(縦8 m×横9 m、若しくは縦9 m×横8 m)。

【中学校の施設規模】

※普通教室 1 教室を 1 コマとする

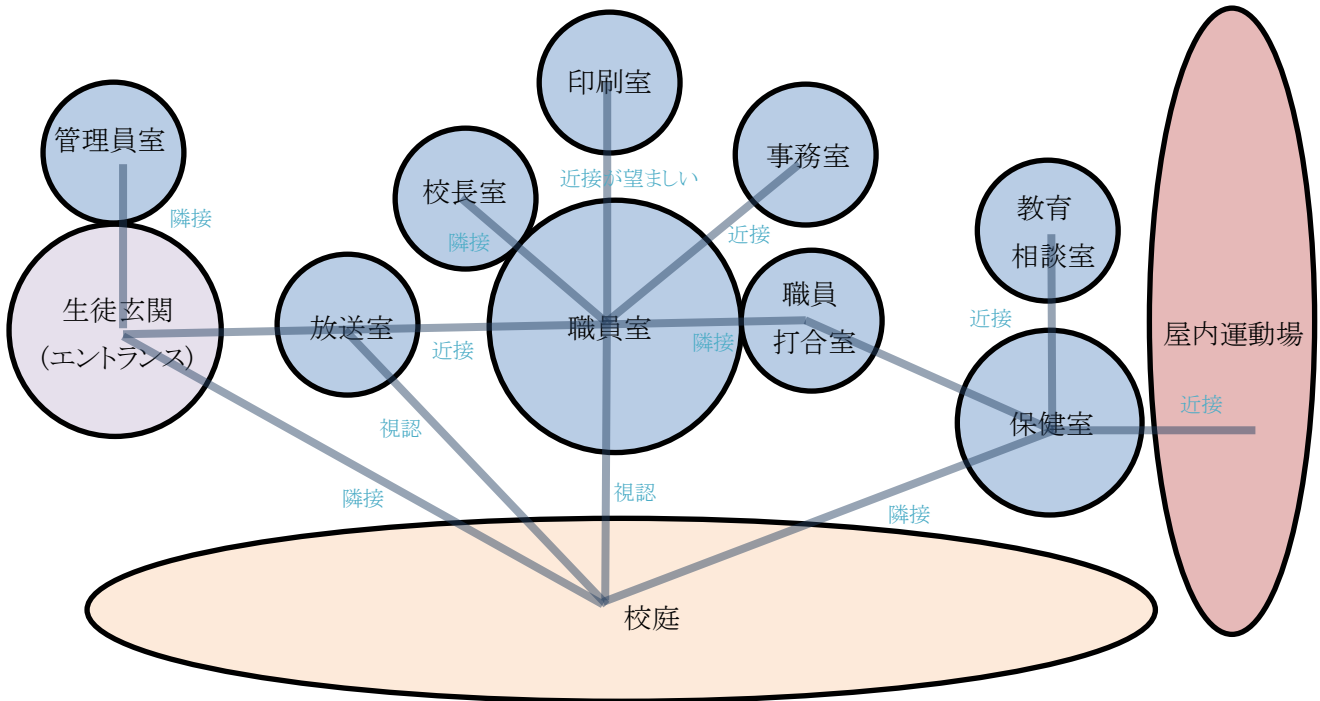
種類	室名	標準仕様(15教室)				新校舎(24教室)		
		規模 (コマ数)	室数	合計 (コマ数)	規模 (㎡)	合計 (㎡)	合計 (コマ数)	合計 (㎡)
普通教室	普通教室	1	15	15	72.00	1,080.00	24	1,728.00
特別教室等	第一理科室・準備室	2	1	2	144.00	144.00	25.25	144.00
	第二理科室・準備室	1.5	1	1.5	108.00	108.00		108.00
	美術室・準備室	2	1	2	144.00	144.00		144.00
	技術室・準備室	2.5	1	2.5	180.00	180.00		198.00
	第一音楽室・準備室	2	1	2	144.00	144.00		144.00
	第二音楽室・準備室	1.5	1	1.5	108.00	108.00		108.00
	家庭科室・準備室	2.5	1	2.5	180.00	180.00		180.00
	図書室・準備室	2.5	1	2.5	180.00	180.00		180.00
	多目的室	1.5	1	1.5	108.00	108.00		108.00
	コンピュータ室	1.5	1	1.5	108.00	108.00		108.00
	少人数指導教室	0.5	3	1.5	36.00	108.00		108.00
	特別支援教室	1	1	1	72.00	72.00		72.00
	特別支援学級	0.5	3	1.5	36.00	108.00		108.00
特別支援学級(大教室)	1.5	1	1.5	108.00	108.00	108.00		
管理諸室	職員室	2.5	1	2.5	180.00	180.00	14.19	180.00
	校長室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		36.00
	事務室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		36.00
	管理員室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		30.00
	管理員倉庫	0.25	1	0.25	18.00	18.00		18.00
	保健室	1	1	1	72.00	72.00		72.00
	教育相談室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		36.00
	進路指導室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		36.00
	印刷室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		45.00
	倉庫・教材室	0.5	6	3	36.00	216.00		240.00
	教職員更衣室	0.5	2	1	36.00	72.00		72.00
	放送室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		36.00
	会議室	1	1	1	72.00	72.00		72.00
	職員打合せ室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		36.00
地域連携室	0.5	1	0.5	36.00	36.00	36.00		
職員・来客トイレ	0.25	2	0.5	18.00	36.00	40.00		
給食室	給食室	5	1	5	360.00	360.00	5.56	400.00
屋内運動場等	屋内運動場	20	1	20	1,440.00	1,440.00	19.45	1,400.00
	プール関係諸室	2.5	1	2.5	180.00	180.00	2.64	190.00
共用	エントランス	1.5	1	1.5	108.00	108.00	1.78	128.00
	エレベーター	0.75	1	0.75	54.00	54.00	0.59	42.00
その他	生徒用更衣室	0.5	2	1	36.00	72.00	1.60	115.00
	生徒会室	0.5	1	0.5	36.00	36.00	0.50	36.00
	PTA室	0.5	1	0.5	36.00	36.00	0.50	36.00
	備蓄倉庫	1	1	1	72.00	72.00	1.00	72.00
小計			86.50	4,806.00	6,228.00	97.06	6,986.00	
その他共用(小計の30%で算出)	廊下・階段・トイレ等			25.95		1,868.40	29.12	2,096.64
施設合計				112.45		8,096.40	126.18	9,082.64

※ 面積 (㎡) からコマ数を算出している為端数調整あり

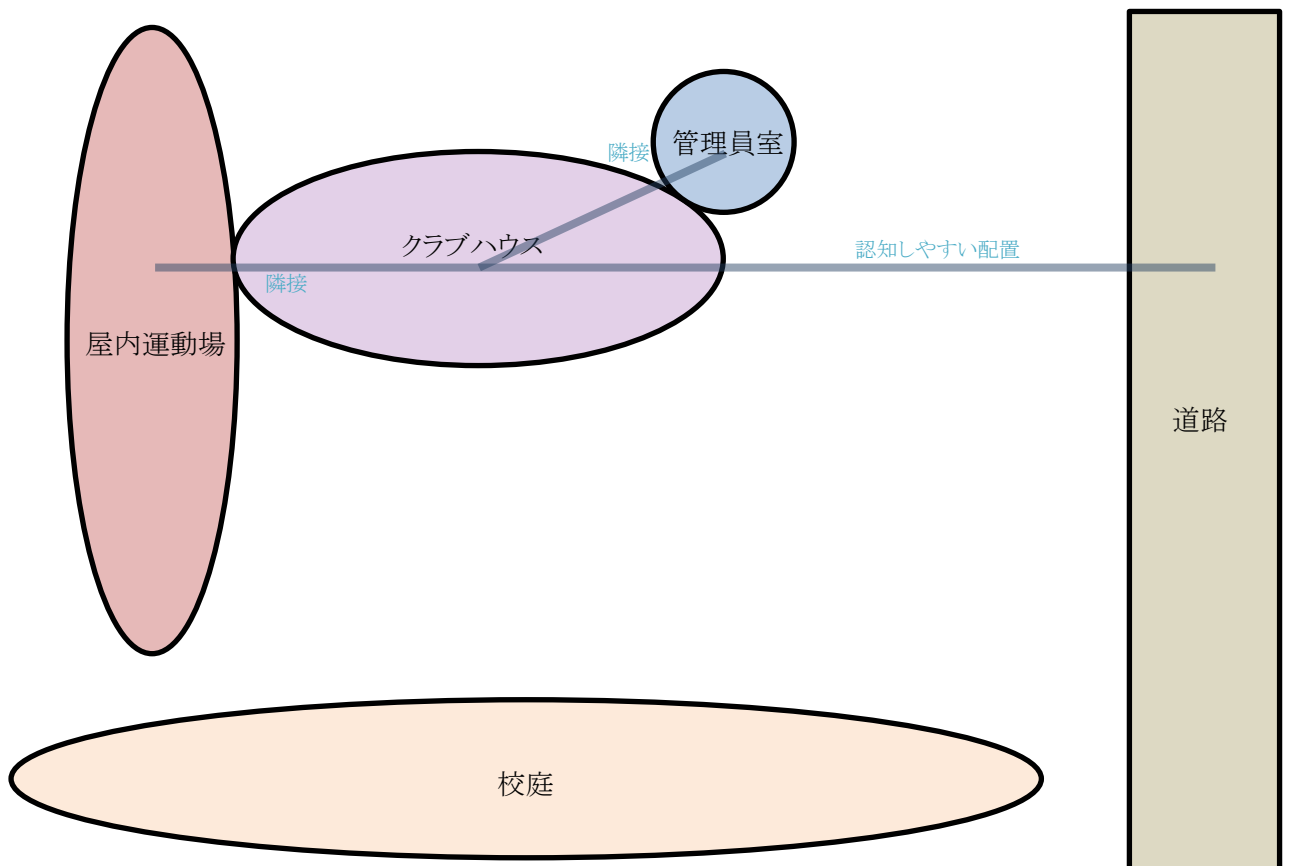
(2) 諸室の機能図

諸室配置の前提条件を以下のとおり整理する。

① 管理諸室



② クラブハウス・屋内運動場



(3) 各種計画

各種計画概要は、統合新校校舎等整備の基本的な考え方にに基づき、以下に整理する。

① 配置計画

- ・ 校舎棟は敷地の北側を中心に配置し、南向き・西向き・東向き諸室に十分な日照、採光、通風を確保できる様に配置する。
- ・ 校庭は、トラック 150m(6 レーン)程度、直線 50m(6 レーン)程度、直線 100m (3 レーン) 程度及び 200m(4 レーン)程度を確保する。また、日照を十分確保した、水はけの良い校庭（人工芝）とする。
- ・ ソフトテニスやバスケットボールのクラブ活動を踏まえ、人工芝とは異なる材質の校庭も整備する。
- ・ プールは、消防水利としての活用その他、災害時の避難所としての生活用水を確保するため、校舎の屋上に配置する。
- ・ セキュリティ確保のため、地域開放を行う「クラブハウス」の動線は学校と分離させる。
- ・ 給食室は、搬出入車に対する生徒の安全を確保出来るよう、生徒出入口とは別に搬入口が確保できる位置に配置する。
- ・ 通学区域における生徒推計値を踏まえ、敷地東側に正門を配置するほか、南側にも通学門を整備する。

② 平面計画

- ・ 普通教室は、南向き採光が可能となるように配置する。
- ・ 特別支援学級は、通常学級の生徒との交流を促進する配置とするほか、障害の状態や特性等への配慮から、職員室に近接した配置とし、安全性を確保する。
- ・ 技術室、音楽室は十分な防音対策を図るなど遮音等に配慮のうえ配置する。
- ・ 特別支援教室は、落ち着いた環境で専門的な指導が行えるよう配慮のうえ配置する。
- ・ 職員室・校長室は、各学年の管理のしやすさや、校庭への見渡し、防犯上の観点から、校庭に面した2階での配置とする。
- ・ 教育空間の拡張や環境負荷の軽減等に有効なバルコニーを整備する。
- ・ 管理員室は、屋内運動場の地域開放を含む来訪者対応を行うことから、エントランスに近接した配置とする。
- ・ 保健室は、校庭・屋内運動場との連絡が良く、救急車両が近接しやすい1階に配置する。
- ・ 学校における教育相談を充実させるため、教育相談室は保健室と近接した配置とする。
- ・ 放送室は、校庭への見渡しや教職員・生徒の利便性に配慮し、校庭に面した2階での配置とする。

- ・ 衛生面での配慮のうえ、各教室へ給食の配膳が行えるよう、給食室・配膳室、トイレを配置する。
- ・ 備蓄倉庫は、1階での配置を基本とし、屋内運動場に近接させる。
- ・ クラブハウスは、セキュリティ確保のため、専用の出入口を設け、生徒の出入りと交錯しないアプローチとなるように配慮を行う。また校舎内でのセキュリティを考慮した動線となるよう計画する。
- ・ プールの設置においては、周辺からの視線等に配慮した計画とする。

③ 構造計画

- ・ 学校としての耐震性能を確保するため、構造設計指針(平成30年4月東京都財務局)における耐震性の目標水準(分類Ⅱ)を考慮のうえ、整備する。(必要保有水平耐力1.25倍割増し)

④ 設備計画

- ・ 安全性、信頼性が高く、機器更新やメンテナンスが容易な設備計画とする。
- ・ 空調設備は、屋内運動場を含めた各教室に導入する。
- ・ 屋内運動場のような大空間の空調設備は、ランニングコストの低減に配慮した機器を採用する。

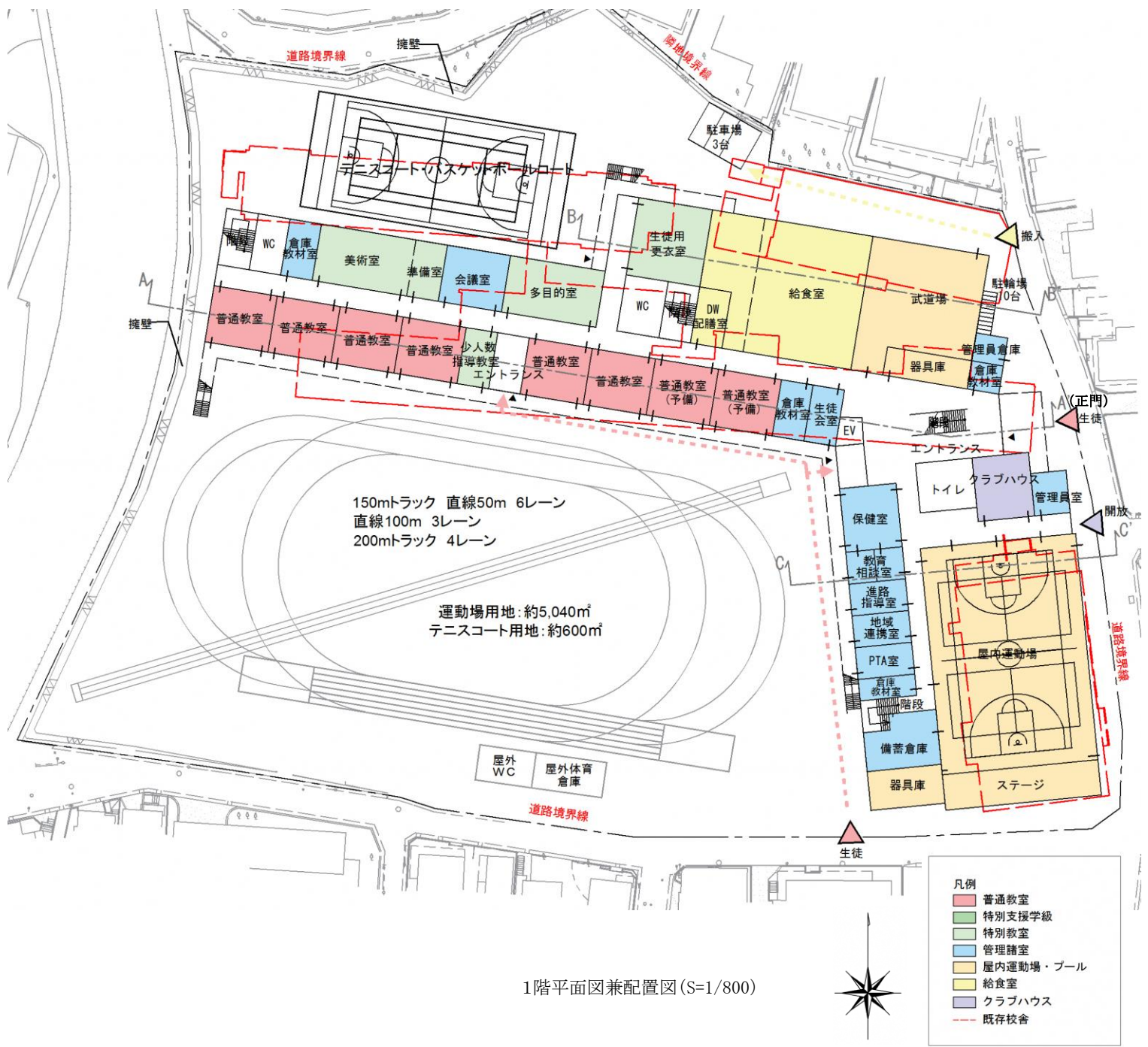
⑤ 環境計画

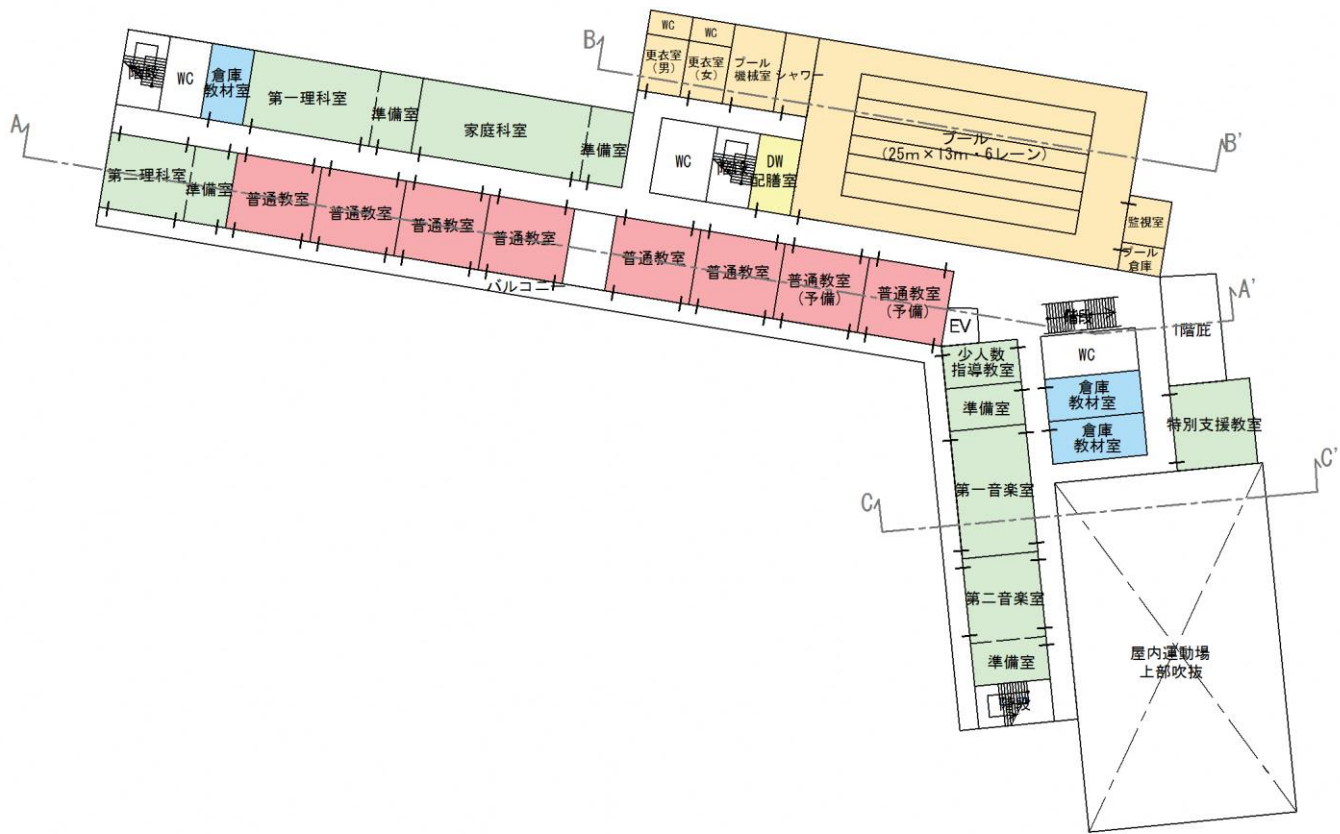
- ・ 環境の実践的教材として、太陽光発電装置を設置する等、省エネルギーや環境に配慮した計画とする。

(4) 基本配置

【地上3階建て】

- 校舎棟建築面積約 4,270 m²
- 校舎棟延べ面積約 9,890 m²
- 校庭面積約 5,640 m² (テニスコート含む (約 600 m²))
- 校舎棟階高約 3.1 m
- 通学門は東側、南側に設置
- 普通教室は、南側に面して配置
- 特別教室は、主に西側、北側に面して配置
- 特別支援学級は、普通教室に隣接した2階の南側に面して配置
- 開放施設(クラブハウス)は、東側道路に近接して配置
- 給食室の搬出入は、北東側から行う配置

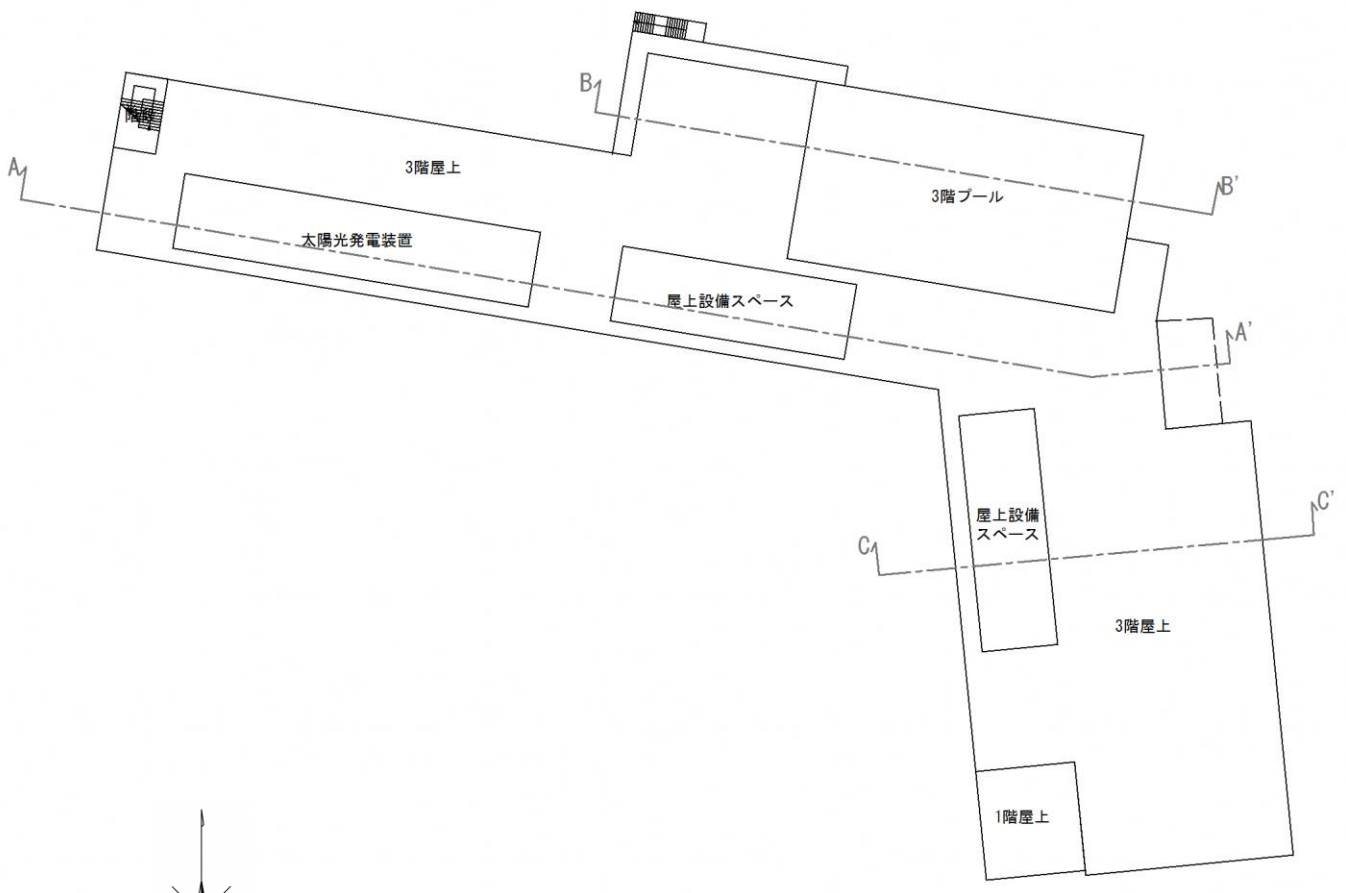




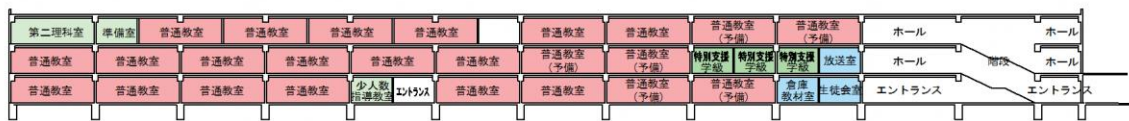
3階平面図(S=1/800)



2階平面図(S=1/800)



屋上平面図 (S=1/800)



A-A'断面図 (S=1/800)



B-B'断面図 (S=1/800)



C-C'断面図 (S=1/800)

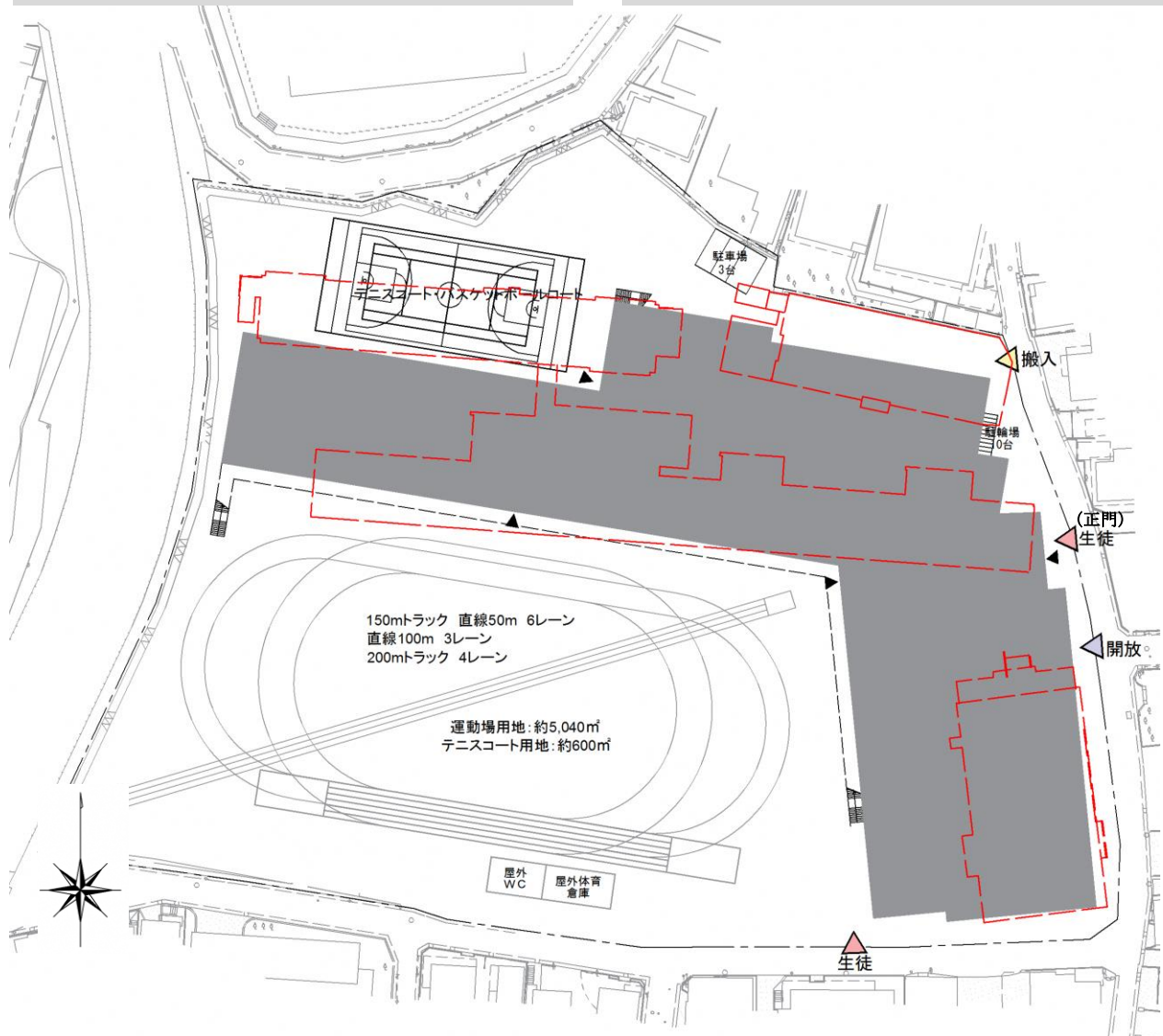
(5) 外構計画

公共施設のエントランス整備

地域開放施設（クラブハウス、屋内運動場）のエントランスは、生徒との動線を分離させたうえで視認性が良い敷地東側に集約のうえ整備する。

緑のバッファー整備

緑が多い、周辺環境との調和を意識し、本敷地内においても新校舎にふさわしい緑豊かな景観を形成していく。



動線・セキュリティ計画

生徒通学用の門として、敷地東側に正門を設けるほか、南側にも通用門を設ける。

地域開放施設へは東側道路（正門南側）から、給食搬入車両は東側道路（正門北側）から出入することで、生徒との動線が交錯しない安全な動線計画とする。

(S=1/1000)

敷地周辺の擁壁

新校舎の外構計画とあわせて、本敷地周辺の擁壁についても、現況の確認を進め、対応の要否等を検討していく。

5 今後の留意事項

教育委員会等での議論等を踏まえ、基本設計、実施設計を進める上での留意事項を整理する。

(1) 配置計画に関して

- ・ 施設の管理運営の仕方を整理し、より良い環境となるよう諸室の配置や駐輪場の設置場所等を引き続き検討する。
- ・ 外構計画において、必要となる植栽等の整理をする。
- ・ 植栽計画において、生徒にとって豊かな生活環境となる植栽等の検討を行う。
- ・ 日影規制、斜線制限を詳細に検討し、近隣にも配慮した上で計画する。

(2) 平面・断面計画に関して

- ・ 特別支援学級の生徒と通常学級の生徒の交流が自然に生まれるよう動線計画等について、更なる検討をしていく。
- ・ 諸室に必要とされるもの（仕上げ・備品・設備）について学校などにヒアリングを行い整理する。
- ・ 建築基準法における単体規定（避難経路、階段設置、居室となる教室の整理、防火区画等の技術的な基準・規定）を整理し、平面に反映させる。
- ・ 生徒にとって豊かな教育環境となるよう、天井形状の工夫のほか、ゆとりの空間や多目的スペース、異学年交流が行えるスペースの更なる確保について、検討する。
- ・ 災害時の想定に基づいた避難所機能の整理を行う。
- ・ ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、誰もが使いやすいよう配慮した施設整備を引き続き検討する。
- ・ 一足制のメリットを活かした施設整備を引き続き検討する。
- ・ 一足制の運用を踏まえ、下足利用に適した床材について引き続き検討していく。
- ・ 校庭の整備にあたっては、生徒の使用実態を踏まえたうえで、メンテナンス方法や維持管理コストなども考慮のもと、表層部分の材質（人工芝やゴムチップ等）について、検討する。
- ・ 屋上プールの整備にあたっては、周囲からの視線対策や直射日光を避けるための工夫を検討する。
- ・ 地域開放を行う「クラブハウス」の運営方法や使い方を整理し、仕様や動線計画、セキュリティ計画を検討する。
- ・ 敷地境界位置と建物位置が近接している箇所において詳細検討を行う。

(3) 構造計画に関して

- ・ 平面、断面形状より柱スパン・構造形式・構造種別の選定を行う。
- ・ 合理的でバランスの取れた構造計画を検討する。
- ・ 屋内運動場、プールなどの特殊な用途の構造計画を整理する。

- ・ 敷地周囲の擁壁の調査を行い、擁壁整備の手法等を検討する。
- ・ 地盤の状況、建物特性を考慮し、基礎形式の選定を行う。

(4) 設備計画に関して

- ・ 諸室の電気設備（照明、放送、電話、受変電、テレビ、インターネット、監視カメラ、動力、防災等）について検討する。
- ・ 図書室、音楽室等の設置を踏まえた防音対策を検討する。
- ・ 給排水衛生設備、空調換気設備について検討する。
- ・ 雨水排水計画について検討する。
- ・ 設備は、機器更新、メンテナンスを考慮した機器の選定と配置計画を行う。
また、必要なスペース（PS、EPS、機械室、電気室）を検討し、平面に反映させる。
- ・ 避難所機能を備えるために必要な設備について検討を行う。
- ・ 屋内運動場、プールの仕様を決定し、設備計画を作成する。
- ・ 地域開放を行う「クラブハウス」の管理運営方法を整理し、運営時間の違い等を考慮した設備計画を作成する。

(5) 環境計画に関して

- ・ 環境負荷低減・省エネルギー化を目指した建物仕様・設備選定を行う。